

千葉市公告第11号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成31年1月15日

千葉市長 熊谷俊人

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

標的型攻撃メール対応訓練業務委託

(2) 契約概要

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 履行場所

千葉市中央区問屋町1番35号 ポートサイドタワー4階

千葉市総務局情報経営部情報システム課

(4) 契約期間

契約締結日から平成31年3月29日(金)まで

2 競争参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 平成30・31年度千葉市委託入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法(平成11年法律第225号)の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領(昭和60年8月1日施行)に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法(昭和43年法律第100号)に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税(延滞金を含む)を完納していないもの

ク 千葉市内に本店又は営業所を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

ケ 千葉市暴力団排除条例(平成24年千葉市条例第36号)第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者

(3) 本件と同種・同規模の業務の履行実績を有すること。

3 契約事務担当課

〒260-0025

千葉市中央区問屋町1番35号 ポートサイドタワー4階

千葉市総務局情報経営部情報システム課 情報セキュリティ管理室

電話 043-245-5948

4 入札参加資格確認申請書類の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 配布場所等

公告の日から前記3の契約事務担当課において配布する(日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時から午後5時00分まで)。

(2) 提出場所等

公告の日から平成31年1月21日(月)までに前記3の契約事務担当課に持参又は郵送により提出すること。持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時から午後5時00分までとし、郵送による場合は、平成31年1月18日(金)の午後5時00分までに書留郵便にて必着とする。

5 入札説明書等の交付

公告の日から平成31年1月21日(月)まで前記3の契約事務担当課において無償により交付する(日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時から午後5時00分まで)。

6 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

平成31年2月1日(金)午前10時00分(郵送による場合は、平成31年1月31日(木)の午後5時00分までに前記3の契約事務担当課へ書留郵便にて必着とする。)

(2) 入札及び開札の場所

千葉市中央区問屋町1番35号 ポートサイドタワー4階

千葉市総務局情報経営部情報システム課

(3) 入札方法

総価で行う。

(4) 入札保証金

要(ただし、千葉市契約規則(昭和40年千葉市規則第3号)第8条に該当する場合は、免除とする。)

(5) 最低制限価格

有

(6) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行

ったものを落札者とし、最低制限価格に満たない応札をしたものは失格とする。なお、落札者となるべき同価の入札を行った者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(7) 無効となる入札

千葉県契約規則第16条の規定に該当する入札

7 その他

(1) 契約保証金

要（ただし、千葉県契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。）

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等は、前記3の契約事務担当課で閲覧できる。

(5) 詳細は入札説明書による。